

平成 19 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 USEN
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀
(コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 紺 屋 勝 成
電 話 番 号 (03-6823-7015)

株式会社BMB株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 11 日開催の取締役会において、株式会社BMB(証券コード:9841 JASDAQ 以下「BMB」といいます。)株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始を決議し、平成 19 年 6 月 12 日から実施していましたが、当該公開買付けが平成 19 年 7 月 10 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1 買付け等の概要

(1)対象者の名称

株式会社BMB

(2)買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株 券	13,786,400 株	－ 株
新 株 予 約 権 証 券	－ 株	－ 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	－ 株	－ 株
株 券 等 預 託 証 券	－ 株	－ 株
合 計	13,786,400 株	－ 株

(3)買付け等の期間

平成 19 年 6 月 12 日(火曜日)から平成 19 年 7 月 10 日(火曜日)まで(21 営業日)

(4)買付け等の価格 1株につき、600 円

2 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 超過予定数	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	13,786,400 株	－ 株	33,484,713 株	33,484,713 株
新株予約権証券	－ 株	－ 株	－ 株	－ 株
新株予約権付社債券	－ 株	－ 株	－ 株	－ 株
株券等預託証券	－ 株	－ 株	－ 株	－ 株
合計	13,786,400 株	－ 株	33,484,713 株	33,484,713 株

(2) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	664,465 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.76%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	110 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.02%)
対象者の総株主の議決権の数	69,320 個	

注1) BMBは平成19年1月12日開催の取締役会において、平成19年2月21日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する決議を行っております。

注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、BMBの第36期半期報告書(提出日:平成19年5月16日)に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のあるBMB株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、BMBの第36期半期報告書(提出日:平成19年5月16日)に記載された平成19年2月20日現在の発行済株式総数(71,543,129株)から同日現在のBMBの自己株式数(1,722,129株)を控除した69,821,000株に係る議決権の数(698,210個)に新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のあるBMB株式に係る議決権の数(第一回新株予約権90個及び第二回新株予約権210個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式数300,000株にかかる議決権3,000個)を加えて、「対象者の総株主の議決権の数(個)」を701,210個として計算しています。

注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(3) 按分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません

(4) 買付け等に要する資金 20,091百万円

(5) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
(復代理人)

② 決済の開始日 平成 19 年 7 月 19 日 (木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした本店又は全国各支店にてお支払いします。

3 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社USEN

東京都港区赤坂九丁目7番1号

株式会社ジャスダック証券取引所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

4 本公開買付けによる業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、確定次第発表いたします。

5 本公開買付け後の方針等

当社は、BMBを当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより取得できなかったBMB株式につきましては、BMBの株主総会での承認を前提として、当社を完全親会社、BMBを完全子会社とする株式交換(略式株式交換に該当し、BMBにおける株主総会承認決議を行わない場合や対価として金銭等を交付する場合を含みますが、これらに限られません。)または他の方法によりBMBを完全子会社化することを予定しております(以下「本完全子会社化」といいます)。ただし、本完全子会社化の手法・対価等、詳細は現時点では未定であります。なお、BMBの株主総会において本完全子会社化の実行を目的及び内容とする議案が付議された場合、当社は当該議案に賛成する予定であります。

本完全子会社化が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は現段階では未定ですが、それらの額は本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格に準ずる価値となる予定ですが、BMBの事業を取り巻く環境の変化、株式市場および両社の業績の変動等の影響により本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本完全子会社化に際して、BMBの株主が法令の手続きに従い、BMBに対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本完全子会社化によりBMBの株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本完全子会社化又は本完全子会社化に際しての買取請求に係る税務上の取扱については、株主各位において税務の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

BMBはジャスダック証券取引所に上場していますが、本完全子会社化が行われる場合には、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、BMBの株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなります。

以 上